

令和5年7月吉日

西日本弁理士クラブ会員各位

西日本弁理士クラブ

幹事長 藤田 典彦

研修担当副幹事長 山本 英明

日本弁理士会継続研修認定外部機関「西日本弁理士クラブ」(認定番号08-026)

**研修 「国境をまたいだ侵害行為- 令和5年知財高裁判決を踏まえて -(ライブ配信研修)」**

拝啓 皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は西日本弁理士クラブにご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、西日本弁理士クラブでは、下記のとおり研修を開催します。皆様のご参加をお待ちしております。

敬具

記

◆演題・内容

演題 : 国境をまたいだ侵害行為- 令和5年知財高裁判決を踏まえて -(ライブ配信研修)

内容 :

クライアントから、システム発明やビジネスモデル発明に関して「サーバーの一部が外国にあるが日本で特許をとる意味があるか？」と問われた場合、明快な回答をするのに窮する。本論点(国境をまたいだ侵害行為)については法改正の可否を含めて従前から議論されていたところである。本論点に関する最近の動きとしては、令和2年の特許制度小委員会では直ちに制度の見直しは必要がないことが示されていた。しかし、その後間をあげずに、サーバーの一部が外国にある事例において、侵害を否定する東京地裁の判決(令和4年3月24日)と侵害を肯定する知財高裁の判決(令和4年7月20日)という結論を異にする判決が出され、議論が過熱していたところ、令和5年5月26日、上記東京地裁の控訴審である知財高裁特別部が侵害を肯定する判決を出した。本研修では、本論点について、考え方を整理し、上記3つの裁判例を紹介しながら解説する。

◆講師

弁護士 藤田 達郎 氏(弁護士法人内田・鮫島法律事務所)

◆日時・会場・定員

日程 : 令和5年9月8日(金)

18:30~20:00(18:00入室開始)(休憩なし)

定員 : 90名 ※先着順で定員になり次第締め切らせて頂きます。

場所 : ライブ配信研修 (Zoomによるオンライン開催)

受講料 : 西弁会員:無料/非会員:1000円(当日入会の場合は無料)

※9月5日(火)までに、後日ご案内する所定の口座にお振込みください。

◆申込

受講希望の方は、下記入力フォームからお申し込み下さい。

<https://business.form-mailer.jp/fms/44f4397b207427>

申込期限 : 令和5年9月4日(月)

[問合せ先]山本 英明 (パトリオ特許事務所) e-mail: [yamamoto@patrio.jp](mailto:yamamoto@patrio.jp)

※取得単位: 1.5単位(予定) この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。この研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として1.5単位が認められる予定です。

【注意事項】

集合研修と同様に、遅刻(15分以上)・中座・早退の場合は単位が認められません。

また、上記に加え、回線障害・機器トラブル等によるものを含め、15分以上受講できなかった場合も、単位が認められません。